

廃自動車の処理

【基本的事項】

- ・ 被災自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要。
- ・ 自動車リサイクル法に則るため、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる。

【処理フロー】

被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。処理ルートを示す。

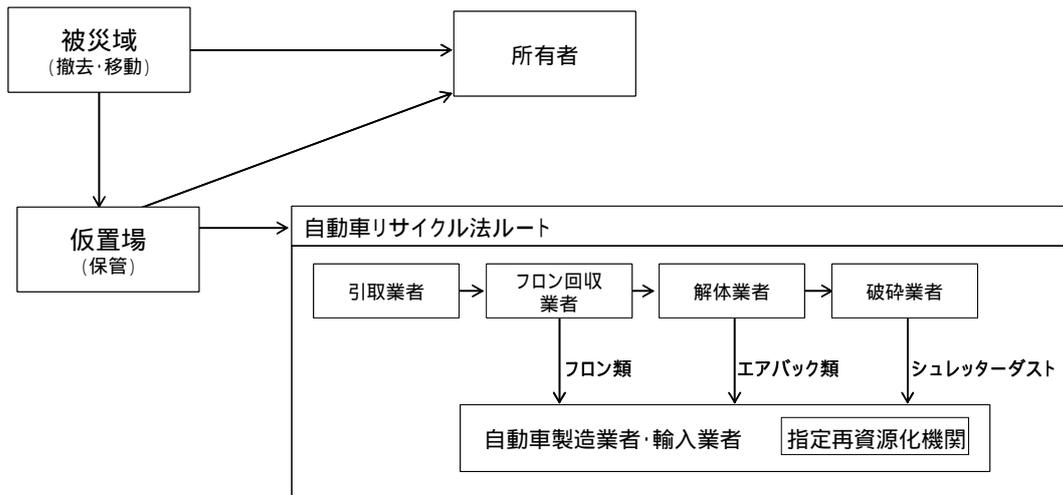


図 1 被災自動車の処理フロー

STEP1 被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動

- ・ 被災自動車の被災域からの引渡し先は、被災状況及び所有者の意思によって異なる。
- ・ 被災車両は、レッカー車、キャリアカーにより仮置場まで輸送する。
- ・ 冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。
- ・ 電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。
- ・ 廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。
- ・ 電気自動車、ハイブリット車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。

表 被災自動車引き渡し先

外形上から見た自走可能か否かの判断	所有者照会	所有者の引取意思	引渡し先	
			所有者	一次仮置場
可能	判明	有		
可能	判明	無		
不能	判明	有		
不能	判明	無		
不能	不明			()

() 一定期間保管が可能な場合は、公示期間経過後（6ヶ月）に移動（災害対策基本法第 64 条 6 項）

STEP2 所有者の照会

- ・ 被災自動車の所有者を調べるには、情報の内容により照会先が異なる。
- ・ 仮置場に搬入された被災自動車で、所有者が不明の場合は、一定期間公示し、所有権が市町村に帰属してから当該車両を引取業者に引き渡す。

表 1 所有者の照会先

情報の内容		照会先
車両ナンバー	登録自動車	国土交通省
	軽自動車	軽自動車検査協会
車検証・車台番号		陸運局

STEP3 仮置場における保管

- ・ 使用済み自動車の保管の高さは、野外においては囲いから 3m以内は高さ 3mまで、その内側では高さ 4.5mまでとする（ただし、構造耐力上安全なラックを設けて保管し、適切積み下ろしができる場合を除く）。大型自動車にあつては、高さ制限は同様であるが原則平積みとする。
- ・ 津波堆積物等が車内に存在する場合は、堆積物の事前に除去が望ましい。
- ・ 被災車両は、車台番号及びナンバープレート情報が判別できるものとできないものとに区分する。